

議案第 76 号

伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部改正について

伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部を改正する条例

(伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第1条 伊賀市国民健康保険診療所条例(平成16年伊賀市条例第163号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

区分	種別	料金
文書料	診断書料	1通につき 1,650円
	証明書料(簡単)	1通につき 220円
	証明書料	1通につき 1,100円
	領収証明	1通につき 550円
	その他特殊診断(証明)書料	1通につき 2,200円
	年金、障害等診断(証明)書料	1通につき 3,300円
	保険、自賠責等診断(証明)書料	1通につき 4,400円
	死亡診断書料	1通につき 3,300円
	出生、死産証明書料	1通につき 1,100円
健康診断書料	一般検査	1通につき 1,100円
	総合検査	1通につき 3,300円

死体検案書料	1 通につき	5,500円
特殊医療相談料		550円

(伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例(平成16年伊賀市条例第280号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

1 使用料

区分		種別	料金	
病室 特別使用料	消費税法別表第1第8号に係る場合	特別室 1日につき	10,000円	
		個室 1日につき	A	3,500円
			B	3,000円
	C		5,000円	
	その他の場合	特別室 1日につき	11,000円	
		個室 1日につき	A	3,850円
B			3,300円	
C	5,500円			
保険外併用療養費	長期入院料	長期入院の医療の必要性が低い患者で当院の入院期間が180日を超えた場合の入院基本料(他の病院から同一疾病で転院してきた患者についても同様とし、厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く。)	通算対象入院基本料の100分の15に相当する額	
	紹介なしの初診料	他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者の初診に係る保険外療養費	1,100円	

2 手数料

区分	種別	料金	
文書料	診断書料	1 通につき	1,650円
	証明書料 (簡単)	1 通につき	220円
	証明書料	1 通につき	1,100円
	領収証明	1 通につき	550円
	その他特殊診断 (証明) 書料	1 通につき	2,200円
	年金、障害等診断 (証明) 書料	1 通につき	3,300円
	保険、自賠責等診断 (証明) 書料	1 通につき	4,400円
	死亡診断書料	1 通につき	3,300円
	出生、死産証明書料	1 通につき	1,100円
健康診断書料	一般検査	1 通につき	1,100円
	総合検査	1 通につき	3,300円
死体検案書料		1 通につき	5,500円
特殊医療相談料			550円

(伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例 (平成18年伊賀市条例第15号)

の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

区分	種別	料金	
文書料	診断書料	1 通につき	1,650円
	証明書料 (簡単)	1 通につき	220円
	証明書料	1 通につき	1,100円
	領収証明	1 通につき	550円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。